

# 遠野市わらすっこ ファミリー・サポート・センターご案内

子育て中、困っていること、  
悩んでいることはありませんか。  
そんなときに子育ての手助けをしてほしい方と  
子育てのお手伝いをしたい方が  
お互いに助け合うことで  
地域の子育てを応援する活動です☆  
ぜひご相談ください♪

私の体調が悪くて…  
病院に行きたいから  
少しだけ子どもを  
預かってもらえると  
ありがたいな。

二人目の  
出産の時に  
上の子の面倒を  
みて欲しいな。

近くに  
知り合いが  
いないから、  
頼れる人がいると  
助かるな。

趣味や  
お出かけ、  
ちょっと一息。  
たまには  
リフレッシュ  
したいな。

このよう  
な  
ときのために  
会員登録  
しませんか？

**利用申し込み・お問い合わせ**

☎0198-62-0189

(内線 8-60-334)

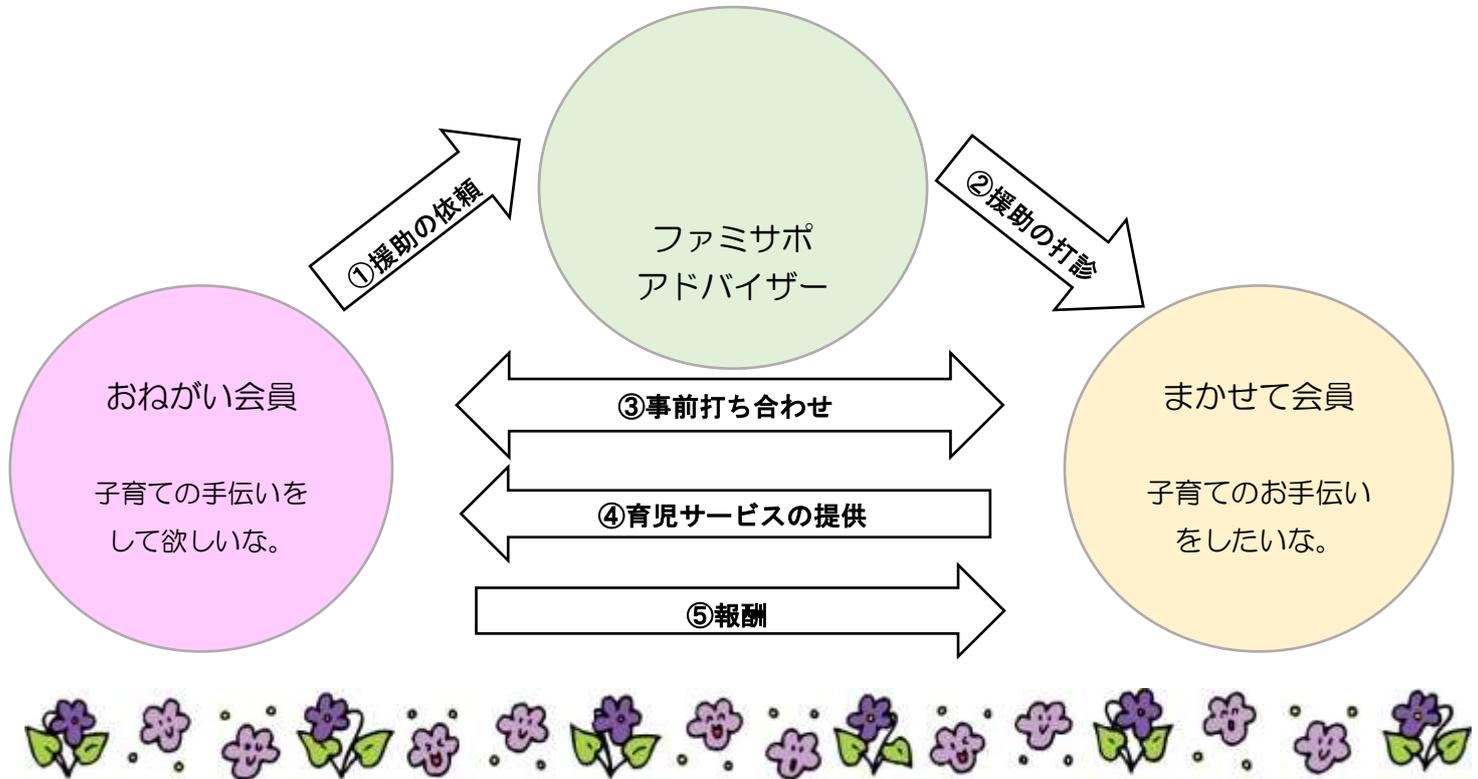
※利用には事前登録が必要です。

遠野市



子育ての手助けをしてほしい方（おねがい会員）に  
 子育てのお手伝いをしたい方（まかせて会員）を紹介し、  
 会員同士で一時的に子育ての援助をします。

「会員同士でお互いに助け合う、相互援助活動です。子どもを預かる・預ける  
 ことだけでなく、活動を通して新たな交流が生まれ、地域での人間関係を築  
 くことにもつながります。」



## 🌸 会員になるための登録手続

	資格	遠野市内に在住、在勤の方で、生後2カ月～小学校6年生までのお子さんの保護者の方。
	登録方法	センターの窓口で申し込みください。 会員証を発行します。
	資格	遠野市内在住で、子育てのお手伝いを希望する方。
	登録方法	センターの窓口で申し込みください。 会員登録後、センターが開催する講習を受講していただきます。

※おねがい会員として援助を受け、まかせて会員として援助活動をしたいという方は“両方会員”となります。

## 🌸 援助活動の内容

---

- 保育園や幼稚園などへお子さんを送迎します。
- 保育園や幼稚園の開始前、終了後にお子さんを預かります。
- 小学校の放課後、学童保育終了後にお子さんを預かります。
- お子さんの病気回復時（熱は下がったが、まだ保育園等に登園できない場合など）にあって、保育園を休む場合に預かります。
- 保護者の方のさまざまな用事、臨時・短期の仕事、通院、リフレッシュ等の場合にお子さんを預かります。  
（家事のお手伝いはできません。）

## 🌸 援助活動のながれ

---

依頼したい日時、内容が決まったら、センターへ電話で申し込みます。

アドバイザーが、依頼内容に見合ったまかせて会員に連絡し、承認を受けたうえで、おねがい会員に紹介をします。

### 事前打ち合わせ

アドバイザー、おねがい会員、まかせて会員とお子さんとの事前打ち合わせ（顔合わせ）を行います。  
活動日時、場所、内容、注意事項（アレルギー等）、緊急時の連絡方法等、安心・安全に援助活動が行われるよう十分に話し合います。

援助活動が開始されます。  
まかせて会員は事前打ち合わせでの依頼どおりにお子さんを預かります。

活動終了後、おねがい会員は定められた報酬等をまかせて会員に直接支払います。まかせて会員は「援助活動報告書」に援助の記録を記入し、おねがい会員にサインをしてもらいます。  
※報告書の1枚目（白色）はセンターへ、2枚目（ピンク色）はおねがい会員、3枚目（黄色）はまかせて会員がそれぞれ保管します。

# 報酬について

## 1 報酬の基準は

(基本時間 7:00~19:00)

月曜~金曜

1時間  
あたり

500円

土・日・祝日

1時間  
あたり

600円

基本時間外

1時間  
あたり

基本料金に  
100円増

- ① 援助活動が1時間未満の場合、30分以内は上記の半分とし、30分をこえる場合は、1時間あたりの金額とします。

例 (平日・基本時間の場合)

1時間15分…750円      1時間45分…1000円  
1時間30分…750円      2時間…1000円

- ② おねがい会員が2人以上の子ども(兄弟姉妹)を同時に預ける場合は、2人目からは報酬額が半額となります。
- ③ おねがい会員が援助活動を取り消す場合は、次のとおりです。

- 前日までの取消し・・・無料
- 当日開始前・・・予定金額の半分
- 開始時間後、または無断・・・全額

## 2 報酬の対象となる 援助活動時間

☆活動開始時刻

- ・おねがい会員がまかせて会員の自宅へ子どもを連れて行くとき・・・子どもを引き渡した時刻
- ・まかせて会員が子どもを迎えに行くとき  
・・・まかせて会員が自宅を出発した時刻

☆活動終了時刻

- ・おねがい会員がまかせて会員の自宅へ子どもを迎えに行くとき・・・子どもを引き渡した時刻
- ・まかせて会員がおねがい会員の自宅へ子どもを送り届けるとき・・・子どもを送り届け、まかせて会員が自宅へ帰り着いた時刻

## 3 実費

おねがい会員は、援助活動に要した次の費用をまかせて会員に支払ってください。

- ① おねがい会員の要望によりまかせて会員が用意した飲食物の費用。

※粉ミルク・おむつ・着替えはおねがい会員が用意(多めに)してください。

※その他、おねがい会員が特定の物を希望する場合は、おねがい会員が用意してください。

- ② 子どもの送迎に、公共交通機関を利用した場合の交通費。(まかせて会員が自宅を出てから自宅に帰るまで。)

## 4 支払方法

報酬及び実費は、その日の援助活動終了後にまかせて会員へ直接支払います。





Q. まかせて会員さんは、  
どんな方ですか？

A：センターが開催する24時間の講習を受講した方です。ボランティア精神で、愛情をもって子育てのお手伝いをしていただける方です。

営利目的ではありませんので相互に趣旨を正しく理解し、活用してください。

Q. 一人のまかせて会員さんが複数の  
お子さんを預かることもありますか？

A：兄弟・姉妹の場合、複数での保育をお願いすることもあります。1対1の保育が基本となります。兄弟・姉妹以外の子どもを同時に援助することはできません。

Q. 子どもが病気的时候は  
預かってもらえますか？

A：子どもは体調が急変する恐れがありますので、病児の保育園等の送迎や預かりの援助はできません。特にインフルエンザやノロウィルス、ロタウィルス等の感染症は、まかせて会員やご家族に感染することも考えられるので援助できません。

しかし、医師の診断を受けたあとの『病気回復期』にある“病後児”は、援助できる場合がありますので、アドバイザーにご相談ください。

Q. 急な依頼でも受け付けてもらえますか？

A：まかせて会員への連絡、事前打ち合わせの調整などに時間がかかるため、できるだけ余裕をもって申し込んでください。



## 遠野市わらすっこファミリー・サポート・センター

〒028-0515  
遠野市東館町 8-12  
遠野市子育て総合支援センター  
元気わらすっこセンター

☎0198-62-0189 (内線 8-60-334)

